

長野県石油商業組合に対する聞き取りについて

- 1 日 時 : 令和8年1月22日(木) 午後2時から午後4時20分まで
- 2 場 所 : 長野県中小企業団体中央会
- 3 参加者 : 長野県石油商業組合 中島副理事長、平林専務理事、他1名
長野県中小企業団体中央会 井出専務理事、他1名
長野県 渡邊産業政策課長、団体・サービス産業振興係 小岩井、他1名

4 聞き取り内容

聞き取りに先立ち、県から石商に対し、「正当な理由なく回答が行われない場合、または回答内容が著しく不十分であると認められる場合には、法令の規定に基づき、業務改善命令を行う可能性がある」旨を伝達。

(1) 公正取引委員会(以下、「公取」という)の排除措置命令等に対する対応

ア 公取の排除措置命令に対する取組

- (ア) 北信支部は次の事項を、役員会において決議しなければならない。
 - 基本方針が消滅していることを確認すること
 - 今後は価格改定額等を決定せず、支部員がそれぞれ自主的に決めること
- (イ) (ア)で採った措置を支部員・需要者に通知
- (ウ) 今後、支部員の販売価格の改定額等を決定してはならない。
- (エ) (ア)及び(イ)で採った措置を速やかに公取に報告しなければならない。

[石商回答(以下「石商」)]

- ・ (ア)について、R7.12.5 北信支部役員会で上記内容を決議した。
- ・ (イ)について、R8.1.16 信毎記事掲載により需要者に周知、1.19 北信支部長から全組合員に郵送して周知を行った。
- ・ (ウ)について、R7.12.5 役員会で決議した。
- ・ (エ)について、R7.12.5 役員会后、R7.12.17 北信支部から公取に報告した。R8.1.14 公取が北信支部報告を承認。

[県]

- ・ 公取への報告内容を県に提供いただきたい。

[石商]

- ・ 北信支部と公取間のやり取りのため、県への提供可否について北信支部から公取に確認した後に行いたい。

イ 公取が石商本部に実施を申し入れている内容への取組

- ① 排除措置命令の内容について、石商の役員、職員及び組合員に周知すること
- ② 独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し、石商の役員、職員及び組合員に周知徹底すること
- ③ 石商の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法の遵守についての定期的な研修の実施

〔石商〕

- ・ ①について、R7.11.28 組合専用 HP で周知を行った。
- ・ ②について、行動指針として「コンプライアンス宣言・コンプライアンスマニュアル・カルテル行為防止リーフレット」を作成し、R7.8.27 のコンプライアンス委員会、R7.9.19 理事支部長会で周知した。行動指針は、R7.10.16 をもって全ての組合員に配布完了。
- ・ ③について、既に 12 回の研修を実施、今後も開催予定。

〔県〕

- ・ 行動指針について、県民に対して公表の予定は。

〔石商〕

- ・ 県民への公表は組合内部の問題であること、弁護士が作成したもので著作権上の課題があり、難しい。

〔県〕

- ・ 石商がどう変わっていくのかを県民に知ってもらうためにも、既に実施した研修会の資料を公表するなど積極的に発信していくべき。
- ・ 研修についても、一時的にならないよう、公取も申し入れているように今後も定期的な研修を行うこと。

（２）県民に対する説明責任

【第三者委員会の「価格連絡が長年の慣行があった」という指摘について】

〔石商〕

- ・ H20 以前については、記録や記憶にないので、正確なことは分からないが、指摘された内容があったことは考えられる。
- ・ 給油所の経営は厳しい時代が続き、市場価格の情報共有の必要性があったと思われる。
- ・ H20 以降、特に直近 2 年については、石油製品激変緩和策により毎週変わるレートを正確に価格反映する必要があり、弱小 SS はスピーディーな価格情報を欲していたと思われる。

〔県〕

- ・ 少なくとも公取が証拠を得られなかったとする R6.12.16 以前の不確かな部分について、本部として検証や確認を行わないのか。

〔石商〕

- ・ 調査権限なく、難しい。

〔県〕

- ・ 可能な範囲で、組合として検証や確認をする努力が必要ではないか。

【北信支部の価格連絡に関する本部の認識】

〔石商〕

- ・ （元売の仕切り価格の）価格の上げ下げの連絡はあった。価格の連絡はカルテルとは全く思っていなかった。
- ・ （連絡は）元売の仕切り価格変更の話で、小売価格ではないと認識していた。
- ・ 以上より、黙認でもなく虚偽の説明でもない。
- ・ 北信支部長からは、激変緩和策のあった R5.2 以降連絡が来るようになった。
- ・ 他の支部からは一切連絡がなく、北信支部からの連絡もいらぬのではという話を本部でもしたことがある。

〔県〕

- ・ R7.12.5 石商会見での「認識の違い」とは具体的にどういう意味か

〔石商〕

- ・ 会見の時は、記者の質問とこちらの回答が噛み合っていないと感じた。容認について、理事長は記者が小売り価格の話をしたので、「報告があったのは小売価格ではなく、元売の仕切り価格のことだと思っていた」ということだと思う。

〔県〕

- ・ 石商として、どこがどのように認識が違っていると考えているのかを、県民に分かりやすく発信していくべき。

【県への不十分な報告（北信支部の確認）】

〔石商〕

- ・ 北信支部は、支部長ではなく副支部長が出席していた状況。全部の確認をせずに時間がなかったため不正確な情報となってしまった。申し訳なかった。
- ・ その後の北信支部への調査や確認は、第三者委員会や公取の調査の中で明らかになっていると考えている。
- ・ 北信支部以外については、全部調査・把握している状況ではない。

〔県〕

- ・ 他支部を含め、R7.12.16 以前の事柄についても、可能な範囲で調査する姿勢が必要で

はないか。

【今後の県民への情報発信、説明責任の取り方】

〔石商〕

- ・ 県民への積極的な情報発信について、真摯に対応するつもりだが、マスコミの報道の仕方に不安。

〔県〕

- ・ 報道で「今後はHPで公表していく」と聞いた。県民の信頼回復のためには、情報発信は非常に大事。HPだけでなく、大事な事項は会見を行うなどしっかり発信していくべき。

（3）ガバナンスの確立、コンプライアンスの遵守

【不祥事案への対応部門の設置】

〔石商〕

- ・ コンプライアンス委員会を設置し、その中で具体的なコンプライアンスマニュアル等を策定。コンプライアンス委員会の規程も整備してある。
- ・ コンプライアンスマニュアルは全組合員にも周知済み。

【組織体制の刷新】

〔石商〕

- ・ R7.12.18 理事会で理事長辞意の話が出た。組合組織人事の刷新に向けて、理事の総意を求めつつ、定款に沿って組織人事の話を進めて行きたい。
- ・ 現時点ではスケジュールは確定していない。
- ・ 外部理事の採用も検討しているがスケジュールは決まっていない。
- ・ 全国石油商業組合とも連携していきたい。

〔県〕

- ・ これから理事会、総代会で話を進めて行くというのが現状か。

〔石商〕

- ・ そのとおり。

【監事の業務監査権限の強化】

〔石商〕

- ・ まだ着手できていないが、定款変更が伴うため、今後の理事会、総代会での承認が必要。

〔県〕

- ・ 権限強化を定款上に規定する方向で考えているという理解でよいか。

〔石商〕

- ・ よい。

【理事会議事録の整備】

〔石商〕

- ・ 議事録は整備している。
- ・ 県に紙ベースで提出することは、弁護士に相談したところ理事会の賛否の意思表示があるため難しいと言われている。本日は、R7.9.19、R7.12.18、R8.1.16 の3つの議事録をお持ちしたので、御覧いただくことは可能。

〔県〕

- ・ （議事録を閲覧し確認）

【コンプライアンス委員会の設置】

〔石商〕

- ・ コンプライアンス委員会の規程・名簿は、弁護士に相談したところ、県に紙ベースで提出することは個人情報保護の問題があり難しい。
- ・ この場でご覧いただくのは可能。

〔県〕

- ・ （コンプライアンス委員会の規程・名簿を閲覧して確認）
- ・ 外部の目を入れていくのが大事。名簿を見る限り、石商メンバーがほとんど。外部委員を多く入れるのが世の中の流れではないか。

【関係法令調査部門の設置】

〔石商〕

- ・ 弁護士に相談したところ、専門家ではない組合員が調査するのは難しいのではとの指摘があり設置していない。

（4）再発防止策等の県民への説明

【公益通報窓口の設置】

〔石商〕

- ・ R7.12.18 理事会で設置決定、R8.1.16 に設置
- ・ 組合員には専用 HP で周知。理事支部長会でも周知している。
- ・ 内部の窓口として設置しているものであり、公取という公の窓口もあることから、需

要者や県民への周知は不要と考える。

- ・ 公取にも窓口を設置したことを報告済み。
- ・ 「通報相談規程」を県に紙ベースで提出することは、弁護士が作成したもので著作権の関係で提出することは難しい。

〔県〕

- ・ (通報相談規程を閲覧により確認)
- ・ 通報者保護の観点で、会員から通報された場合に、会員の属する支部長がいるコンプライアンス委員会にも上がってしまう仕組みはどうか。
- ・ また、県民の信頼回復のためにも、窓口を設置したことを組合専用 HP だけでなく、外部にも発信することが必要。

【第三者委員会から提言のあったコンプライアンス研修について】

〔石商〕

- ・ 今後も継続して進めて行く。

〔県〕

- ・ 組織にとって重要なことなので、R 8 年度以降の取組について、今後、具体的などころをお聞きしていきたい。

【組合員による不服申出制度の周知】

〔石商〕

- ・ まだ、組合員に周知していないのでこれから周知を行っていく。

〔県〕

- ・ 非常に大事なことなので、しっかりと周知すべき。

(5) 県の例示によらず石商自ら取り組む改善事項

〔石商〕

- ・ 今のところは未定。

〔県〕

- ・ 県やメディアに言われたからではなく、組合自らこうしていくという改善事項をどんどん出していくべき。それを県民にベクトルを向けて発信していくことも信頼回復のために重要。

〔石商〕

- ・ ご指摘のとおり。組合としても、危機意識をもって取り組んでいかなければと考えている。